

京都市ひきこもり地域支援センター運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひきこもりを社会全体で取り組むべき課題として共有し、切れ目のない支援を実施するため、京都市ひきこもり地域支援センター（以下「センター」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「ひきこもり」とは、次の各号のいずれかに該当する状態をいう。

- (1) 様々な要因の結果として社会参加を回避し、原則として6箇月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態
- (2) その他前号に準じる状態

(実施主体)

第3条 実施主体は、京都市とする。ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、社団法人又は財団法人その他市長が適当と認める法人に、京都市が直接行うこととされている事務を除き、事業の全部又は一部を委託することができる。

(構成機関)

第4条 センターは、次に掲げる機関をもって構成するものとする。

- (1) 京都市ひきこもり相談窓口
 - (2) 京都市区役所及び区役所支所保健福祉センター
- 2 前項各号に掲げる機関の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(センター長)

第5条 センターにはセンター長を置き、センター長は保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室地域共生社会担当部長をもって充てる。

- 2 センター長は、構成機関間の調整を行う役割を担う。

(構成機関間の疑義の取扱い)

第6条 第4条第1項に掲げる構成機関間において、支援の引継等に疑義が生じたときは、相互の立場を尊重し、自主的に解決するよう努めなければならない。

- 2 前項の規定に基づく自主的な解決の努力を尽くしても解決に至らなかったときは、いずれかの構成機関から、当該疑義に関する調整をセンター長に申し出ることができる。
- 3 センター長は、調整に関する申し出を受けたときは、双方から資料等を入手したうえで、判断を行う。
- 4 構成機関は、前項の規定によるセンター長の判断に従わなければならない。
- 5 判断した事例等については、構成機関内で共有化する等により、事例の蓄積を図っていく。

(庶務)

第7条 センターに関する庶務は、保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課において行う。

(補則)

第8条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の実施に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 京都市ひきこもり地域支援センターを運営するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。